平成２６年（フ）第１６１号
北海道帯広市西16条南６丁目44番20号　コートフィールド３－１
債務者　瀧口　暁美
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３１９号
静岡市駿河区池田888番　セジュール池田Ａ102号
債務者　鈴木　　勇
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月17日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２０号
静岡市駿河区池田888番　セジュール池田Ａ102号
債務者　鈴木　ユイ
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月17日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８４号
静岡市清水区月見町14番21号　グリーンハイツ小野102号室、旧住所静岡市清水区上２丁目７番17号
債務者　望月　英夫
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月17日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２９５号
静岡県浜松市中区曳馬４丁目16番27号　第３コーポひくま102号室、前住所静岡県浜松市中区十軒町12番地　サンライズ弥栄Ⅲ102
債務者　亀山　　縁（旧姓沢﨑）
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
長崎県佐世保市浦川内町351番地２、前住所佐賀県佐賀郡川副町大字南里1973番地５
債務者　川崎　康明（旧姓徳島）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
長崎県佐世保市花高３丁目３番２号　県営住宅401号、前住所長崎県佐世保市三川内本町437番地１
債務者　柳瀬八千代（旧姓永尾）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２３４号
静岡市清水区辻４丁目６番７号
債務者　内藤　賢吾
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２５号
長崎県佐世保市吉井町吉元104番地　株の元住宅72―４棟４
債務者　浦　喜代子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第４２４号
静岡市清水区巴町７番９号　イノヤビル302号
債務者　木下　　邦
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４５号
釧路市阿寒町阿寒湖温泉５丁目３番５―407号
債務者　中村千恵子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第３４１号
栃木県日光市木和田島1568番地50　ディアコートＣ－２、前住所栃木県日光市吉沢282番地７
債務者　室井ひろみ
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３４４号
栃木県宇都宮市上戸祭町372番地１　別井ハイツＣ102、前住所栃木県宇都宮市南大通り１丁目10番９号　三博マンションＢ棟301号室
債務者　白谷　辰馬
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８０号
栃木県芳賀郡茂木町大字山内3353番地
債務者　横山　義夫
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

第明治三十二年五種郵便物認可　三月三十一日